

別添 2

北極域研究加速プロジェクト【環境技術等研究開発推進事業費補助金】 審査要項

令和 2 年 2 月

北極域研究推進プロジェクト推進委員会

北極域研究加速プロジェクトの審査は、この審査要項により行うものとする。

I. 審査方針

1. 審査は、代表機関が全体を取りまとめて提出した研究計画について、以下の内容のいずれもの条件を満たすものの中から選定する。

(1) 自然科学・工学と人文・社会科学との連携・融合を図りつつ、国際的に卓越した北極域研究を実施することで、4つの戦略目標（①先進的な観測、②予測の高度化、③社会への影響評価、④社会実装の試行・法政策的対応）を達成し、北極域の急激な環境変化が抱える諸問題の解決に貢献することが期待される計画であること。

(2) 海外の主要な研究機関との若手研究者の派遣・受入の相互実施を通じた国際的な人的ネットワークの構築・強化や、国内外のステークホルダー等への研究成果及び北極環境情報の統合的発信に取り組むものであり、我が国の次代の北極域研究を担う若手人材の育成・確保に資することが期待される計画であること。

(3) 北極域における国際観測拠点の整備、観測データ及び研究成果等を保存・蓄積・提供するシステムの構築など、本プロジェクト推進のために必要な研究基盤の整備に取り組むことにより、北極域に関わる「研究開発」、「国際協力」、「持続的な利用」を統合的に推進するための基盤となることを目指す計画であること。

2. 審査は、研究計画の将来性、発展性を重視し、実現性の面からこれまでの北極域研究活動の実績も加味しつつ、国際性、人材育成、継続性の観点から審査を行うものとする。

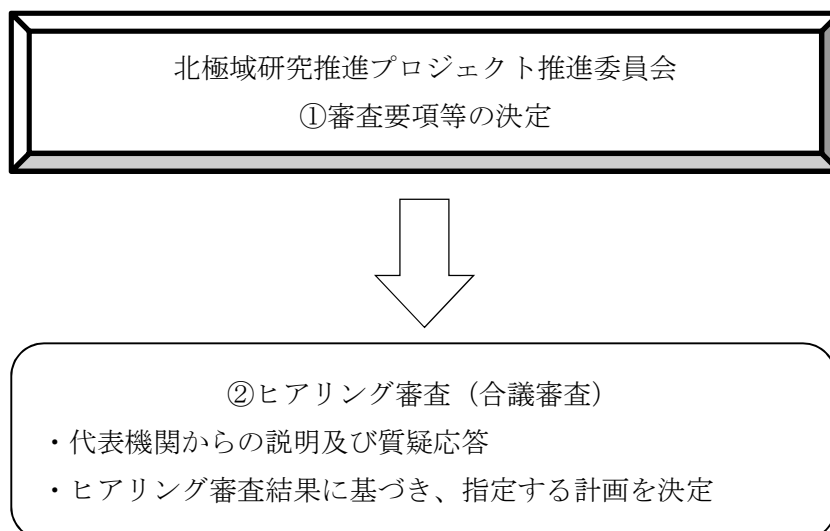
II. 審査の方法

1. 審査の枠組

審査は、北極域研究推進プロジェクト推進委員会（以下、「推進委員会」という。）において、非公開で実施する。

推進委員会は、申請のあった「事業計画書」に基づきヒアリング審査を実施し、指定すべき計画の決定を行う。

<審査の手順>



2. ヒアリング審査の進め方

ヒアリング審査は、代表機関から提出された北極域研究加速プロジェクト計画について、本要項に基づき実施する。ヒアリング審査においては、代表機関の研究代表者等からプレゼンテーションを受けることとするが、副代表機関を設定する場合には、当該機関からの出席を妨げるものではない。審査に当たり、必要に応じて計画についての改善のため条件又は意見を付すことができる。

III. 審査の観点及び審査項目

1. 目的設定の妥当性

- ① 計画の目的及び将来像が、北極域研究に関する最近の国際的な動向や課題を正確に把握した上で、明確かつ具体的に設定されているか。
- ② 補助事業終了時の成果目標が、本プロジェクトの趣旨及び目的に合致し、戦略目標や重点課題の達成につながるものとなっているか。

2. 計画内容・実施方法の妥当性

- ① 計画内容は、国際的な研究動向を踏まえて、4つの戦略目標を達成し、北極に関する諸問題の解決に貢献するために、我が国の強みを活かしつつ、国際的な取組を牽引することを目指しているか。
- ② 計画の実施に当たっては、自然科学・工学と人文・社会科学の双方にまたがる分野横断的な知見を活用し、包括的、総合的に推進するとともに、研究者だけではなく多様なステークホルダーとの情報交換や連携・協議を随時行う体制を確保しているか。
- ③ 海外の主要な研究機関との若手研究者の派遣・受入の相互実施等を通じた若手人

材の育成や、国際的な人的ネットワークの構築・強化に取り組むことなど、若手人材の養成に向けた計画や手法が具体的に明示されているか。

- ④ 研究成果及び研究活動等を通じて得られたデータの管理及び公開のためのシステムの構築を促進するとともに、それらの情報を国内外のステークホルダー等に随時わかりやすい形で適切に情報発信し、国際的な枠組みと連携できる体制となっているか。

3. 計画実施体制の妥当性

- ① 代表機関及び副代表機関（設定する場合）に事業実施に必要な人員・組織体制や施設、設備等が整備されているか。また、当該機関による事業の管理方法・体制は適切か。
- ② 代表機関、副代表機関（設定する場合）及び参画機関における役割分担や連携体制が、本プロジェクトの趣旨及び目的に合致した成果を創出するために適切なものとなっているか。

4. 経費

- ① 申請経費の内容が妥当であり、計画上、必要な設備備品等が計上されているか。また、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性はないか。

5. その他

- ① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等を有しているか。

IV. 審査基準等

1. 審査の評点

ヒアリング審査は、別に定める「ヒアリング審査実施要項」に基づき、Ⅲ. 審査の観点及び審査項目（5. その他を除く。）ごとに、以下の5段階の区分により評価を行うこととする。

評点	評価
5	特に優れている
4	優れている
3	妥当である
2	やや劣っている
1	劣っている

Ⅲ. 審査の観点及び審査項目の5. その他については、以下の認定等の中で該当する最も配分の高い区分により評価を行う。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.4点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.8点
- ・認定段階3＝1.2点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.2点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定

（くるみん認定企業・プラチナ認定企業等）

- ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置による認定）＝0.4点
- ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定＝0.6点
- ・プラチナくるみん認定＝0.8点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝0.8点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

2. 各評点の所見等の記入

(1) 委員は、Ⅲ. 審査の観点及び審査項目ごとに、「ヒアリング審査評価結果記入用紙」（別紙）に評点を付す。特に、各審査項目（5.を除く）で3点以外の評点を付した場合には、どの点が優れているのか、又はどの点が不十分なのかについて、具体的な判断根拠・理由等を必ず「所見」欄に記入すること。

(2) 計画全体に対するコメントについては、計画の選定に当たって極めて重要な判断材料となるため、必ずその内容を「総合所見」欄に記入すること。計画についての改善のための条件又は意見については「課題・留意点」欄に記入すること。

3. ヒアリング審査結果に基づく指定すべき計画の決定

推進委員会は、全てのヒアリング審査が終了した後、各委員が付した評価結果を総合的に勘案し、指定すべき計画を決定する。その際、必要に応じて計画についての改善のための条件又は意見を付すことができる。

V. その他

1. 利益相反者の排除

① 範囲

- 1) 評価対象の計画に参加する場合
- 2) その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

② 運用

委員は上記に留意し、利益相反の事実あるいは可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該事案についての審査・評価（ヒアリング審査）を行わないこととし、会議においても当該事案に関する個別審議の際は退席し、議論や判断に加わらないこととする。

2. 情報公開・開示等

- ① 委員会の議事要旨は、原則非公開とする。
- ② 採択計画決定後、全ての計画提案機関に対して採択／不採択の理由を付して採択結果を通知する。採択計画について、実施のあたりの留意事項や条件等がある場合はその旨の通知を行う。
- ③ 採択された個々の計画に関する情報（代表機関、副代表機関、計画概要及び採択理由）については、採択後、文部科学省ホームページにおいて公開することとする。
- ④ 委員の氏名は、採択後に文部科学省ホームページにおいて公表する。
- ⑤ 委員は、公表された情報以外の審査の過程で得た情報について、外部に漏らしてはならない。

北極域研究加速プロジェクト ヒアリング審査評価結果記入用紙

委員名 _____

機関名	
-----	--

審査項目（審査要項 Ⅲ. の各項目）	評点					所見
1. 目的設定の妥当性						
①	5	4	3	2	1	
②	5	4	3	2	1	
2. 計画内容・実施方法の妥当性						
①	5	4	3	2	1	
②	5	4	3	2	1	
③	5	4	3	2	1	
④	5	4	3	2	1	

3. 計画実施体制の妥当性						
①	5	4	3	2	1	
②	5	4	3	2	1	
4. 経費						
①	5	4	3	2	1	
5. その他（ワーク・ライフ・バランス等の推進）						
①						
総合評点 （※事務局記載）						

※次ページの御記入もお願いいたします。

課題・留意点	(計画についての <u>改善のための条件または意見</u> を御記入願います。)
総合所見	(計画全体に対する <u>コメント</u> を御記入願います。)

【別添】

令和2年度 北極域研究加速プロジェクト ヒアリング審査実施要項

1. ヒアリング審査の体制

ヒアリング審査は、北極域研究推進プロジェクト推進委員会において実施する。

2. ヒアリング審査の進め方

(1) 時間の配分

- | | |
|-----------|-------|
| ・各機関からの説明 | 20分以内 |
| ・質疑応答 | 30分以内 |
| ・まとめ | 10分以内 |

(2) 説明者

- ・研究代表者等、計画の内容について責任をもって説明できる者。

(3) 説明内容及び資料

- ・各計画の説明者は、一つの資料により説明を行う。

3. ヒアリング審査に当たっての留意事項

(1) 各計画の説明（20分以内）が終了した後、質疑応答（30分以内）を行う。

(2) 質疑応答では、効率性の観点から、説明された内容等のうち、更に明確にする必要があると思われる点等を中心に、端的かつ簡潔に質問することとし、調書に記載されている内容を改めて質問することは可能な限り避けることとする。

(3) 北極域研究推進プロジェクト推進委員会委員は審査要項及び審査基準に基づき、計画ごとにヒアリング審査評価記入用紙に評価結果を記入する。ヒアリング審査の評価結果については、事務局にて集計し取りまとめ、その集計結果に基づき、合議審査にて採択する計画を決定する。

4. ヒアリング審査出席者への注意事項

(1) 出席者は、進行状況により開始時間が早まることを想定して、当該ヒアリング審査開始15分前にヒアリング審査控室に参集すること。

(2) 説明時間が限られているため、説明は可能な限り簡潔に行うこと。

(3) ヒアリング審査内容の録音及び録画は禁止する。